

## 自衛隊へ個人情報の提供を希望しない人へ

問合せ先 市民窓口サービス課

本市では自衛隊法施行令第120条に基づき、自衛官または自衛官候補生の募集に関する情報を提供しています。自衛隊への情報提供を希望しない人は、申出をいただくことで、自衛隊へ提供する情報から除外します。

**対象者** 令和8年度18歳・22歳になる市民かその保護者など  
**申請期間** 4月15日(水)～6月15日(月)  
**申請方法** 窓口、郵送、電子申請

※本人確認書類としてマイナンバーカード、運転免許証、パスポート(旅券)、資格確認書などのいずれか1点を持参してください。  
 代理人が申請する場合は、対象者本人と代理人それぞれの本人確認が必要です。

詳しくはこちら



## 令和8年度狂犬病予防注射 集合注射を実施します

問合せ先 環境課

犬(生後91日以上)を飼っている人は、犬を登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせるよう法律で定められています。右の日程で、登録および狂犬病予防注射を実施します。  
 都合がつかない人は、個別に動物病院で接種させ、「注射済証」を環境課に持参してください。

### 手数料(1頭あたり)

- 登録済みの人 3,500円  
(注射手数料 2,950円+注射済票交付手数料 550円)
- 未登録の人 6,500円  
(登録手数料 3,000円+注射手数料 2,950円+注射済票交付手数料550円)

### 注意

- 食欲・元気がない、妊娠・授乳・治療中の場合は、注射を受けさせる前に獣医師に申出てください。
- 注射当日は犬を制御できる人が連れてきてください。また、犬のフンは飼い主が責任を持って処理してください。

### 大事なお知らせ

集合注射を受けた犬への「注射済証」の発行は行いません。  
 旅行先やドックランの利用などで「注射済証」が必要な人は、集合注射ではなく、個別に動物病院で接種を受けてください。

期日	時間	会場
4月13日(月)	13:30～13:45	長貴公民館
	14:00～14:30	島原市農村環境改善センター(三会)
	14:45～15:00	下折橋町集合避難施設
4月14日(火)	13:30～13:50	島原市医師会看護学校駐車場
	14:00～14:10	霊丘公民館
	14:20～14:35	白山公民館
	14:45～15:00	杉谷公民館
4月15日(水)	13:30～13:45	第二中学校体育館横
	13:55～14:05	新湊町集合避難施設
	14:15～14:45	安中公民館
	14:50～15:00	安中再生記念公園駐車場
4月16日(木)	13:30～13:45	松尾駅前
	13:50～14:05	東小路公民館
	14:15～14:30	川内公民館
	14:40～14:55	消防団第22分団詰所(戸切公民館前)
4月17日(金)	13:30～13:45	浜東公民館
	13:50～14:00	神木公民館
	14:05～14:25	城之尾公民館
	14:35～14:55	有明公民館
4月19日(日)	9:00～11:00	市役所大手浜駐車場



## 令和8年度被爆者等健康診断

問合せ先 福祉課

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、次のとおり定期健康診断が実施されます。

- 対象者** 被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者  
**持参品** ①被爆者健康手帳か第一種健康診断受診者証  
 ②被爆者健康診断のお知らせの封書  
**受付期間** 上半期 4月1日(水)～6月30日(火)  
 下半期 11月2日(月)～令和9年1月29日(金)  
**受付医療機関** ○土井外科消化器内科医院 中町823番地(☎62-6305)  
 ○池田病院 湖南町6893番地2(☎62-5161)  
 ○長崎県島原病院 下川尻町7895番地(☎63-1145)  
 ○貴田神経内科・呼吸器科・内科病院 有明町大三東戊790番地2(☎68-0040)  
 ※受診には、事前予約が必要です。

問合せ先 長崎県原爆被爆者援護課(☎095-895-2475) または福祉課

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

問合せ先 福祉課

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けるには認定申請が必要です。

### 特別障害者手当

- 対象者** 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人  
 ただし、次のいずれかにあてはまる場合は除きます。  
 ①施設に入所している  
 ②病院・診療所に継続して3か月を超えて入院している  
**支給月額** 3万450円(令和8年4月現在)

### 障害児福祉手当

- 対象者** 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人  
 ただし、施設に入所している場合は除きます。  
**支給月額** 1万6,560円(令和8年4月現在)  
 ※どちらも、本人または扶養義務者の所得によって制限があります。  
 対象となる障害の程度の詳細や申請手続については問合せってください。

## 重度心身障害者福祉交通機関利用券の交付

問合せ先 福祉課

4月1日から令和8年度の「重度心身障害者福祉交通機関利用券」の交付申請を受け付けます。

- 交付枚数** 100円分の利用券を年間180枚まで(年度途中に対象者になる人は交付枚数が減る場合があります。)  
**対象者** 市内在住(在宅)で、自分で自動車の運転を行わない、次のいずれかに該当する人  
 ①療育手帳所持者  
 ②精神障害者保健福祉手帳1級所持者  
 ③身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する人  
 ・1級または2級で車いすを常用している人  
 ・通院により人工透析を受けている人  
 ・視覚障害1級でひとり暮らしの人など

- 持参品** 障害者手帳、印鑑  
**受付期間** 4月1日(水)～令和9年3月31日(水)  
**申請** 福祉課または有明支所

